

岩沼市震災復興本部決定事項

岩沼市東日本大震災復興グランドデザイン（案）に関し、さらに市として検討すべき内容等について、平成23年5月16日（月）の岩沼市震災復興本部で検討した結果、追加すべき事項が下記の通り決定された。

1 集団移転について

- ・移転先の希望、地域コミュニティに関する事など、地域の意向を尊重し、場所の選定については慎重に行う必要がある。

2 津波から地域を守ることにについて

- ・多重構造により津波から地域を守るという観点から、国による海岸防潮堤の整備、県による貞山堀護岸の整備、市による市道空港三軒茶屋線のかさ上げ等の実現に向けて取り組む必要がある。
- ・津波によけ「千年希望の丘」の形成により、津波から地域を守る必要がある。

3 避難路等の確保について

- ・4月7日の余震では、避難する車による渋滞が発生したことから、東部地区から中央部や西部地区等へ迅速に避難できる安全な道路を確保すべきことから、県道岩沼海浜緑地線、主要地方道仙台空港線、県道塩釜亘理線の拡幅方について関係機関へ強く要望する必要がある。
- ・仙台東部道路を一次避難場所として活用することの実現に向けて、東日本高速道路株式会社と調整する。
- ・避難所については、休日や夜中であっても開設できるようにする。

4 地盤沈下対策について

- ・震災後、仙台平野における海拔0メートル以下の区域は、震災前の5.3倍に達しており、岩沼市においても、約500ヘクタール程度が地盤沈下したと推計されていることから、国土保全等土地利用の対策が急務であり、国に積極的に働きかける必要がある。

5 排水対策について

- ・津波から市域を守る対策と併せて、内水の排水対策についても本市の長年にわたる課題であることから、赤井江から太平洋への直接放流、貞山堀の浚渫、排水機場の増設等、市域全体の排水対策を講じる必要がある。

6 農地の復旧等について

- ・海水が浸入した区域については、排水路改修、塩分除去、土壌改良等を行い、農地復旧に力を注ぐとともに、更なる農業振興を目指して、塩害に強い作物の作付けやバイオエネルギー化、観光分野としての活用などを検討する必要がある。また、営農の効率化を図るため、農業経営の大規模化や法人化等について、JA等関係機関と連携しながら推進する必要がある。